

入札説明書

公告日 令和7年7月4日(金)

大阪市教育局教育長 多田 勝哉

次のとおり、一般競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項		
(1)	案件名称	大阪市教育局 就学事務（学齢簿編製等） システム用保守業務端末にかかる通信サービス提供（長期継続）
(2)	数量・特質・納入期限	別紙仕様書のとおり
(3)	履行または納入場所	本市指定場所
2. 日程		
(1)	公告日	令和7年7月4日（金）
(2)	入札参加申請受付開始日時	令和7年7月4日（金） 午前9時
(3)	入札参加申請締切日時	令和7年7月11日（金） 午後5時
(4)	入札参加資格の審査結果通知（予定）	令和7年7月16日（水）
(5)	入札日時	「11. 入札執行日時及び場所」を参照
3. 契約条項を示す場所		
	教育委員会事務局ホームページ上及び「4. 担当部局（A）」	
4. 担当部局		
(A)	入札参加資格審査資料提出先及び入札執行に関する照会先	教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ） 〒530-8201 大阪府北区中之島1－3－20 大阪府役所3階 電話 06-6208-9078
(B)	仕様書に関する照会先	教育委員会事務局総務部学事課 〒530-8201 大阪府北区中之島1－3－20 大阪府役所3階 電話 06-6208-9115
(C)	契約締結に関する手続担当	(A)に同じ
5. 入札参加資格		
(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること	
(2)	大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと	
(3)	大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
(4)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10:情報処理 01:情報処理 06:その他情報処理」又は「13:その他代行 16:電気通信事業 01:電気通信事業」で登録していること	
(5)	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けたもの、又は同法第16条第1項の規定による届出を行ったものであること	
6. 入札参加申請		
(1)	申請書類	①一般競争入札参加申請書 ②入札参加資格審査申請書及び「5. 入札参加資格（5）」に掲げる資格を確認できる書類等一式
(2)	申請書類等の交付場所及び交付期間	教育委員会事務局ホームページ上及び「4. 担当部局（A）」 公告の日から令和7年7月11日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）
(3)	受付期間	公告の日から令和7年7月11日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）
(4)	受付場所	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと。
(5)	その他（注意事項）	入札参加資格審査は、「一般競争入札参加申請書」を提出した者に限り行うので、留意すること。
7. 入札参加資格の審査及び通知		
	入札参加資格の提出書類により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日時より審査結果の通知日までの間のいずれかの日において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。	

8. 入札書の交付		
	入札参加資格を認めた申請者には「2. 日程(4)」の入札参加資格の審査結果通知時に入札書を交付する。	
9. 入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明		
	入札参加資格を認められなかった申請者はその理由について説明を求めることができるので、令和7年7月23日（水）午前10時までに、「4. 担当部局(A)」まで書面を持参すること。なお、回答については、令和7年7月28日（月）までに書面で行う。	
10. 質問事項の受付・締切・回答		
(1)	質問方法	仕様書の内容に関する質問は、別紙質問票と同等の形式で作成された電子データを電子メールにて提出すること。電子メールによらない場合は、書面を持参または郵便等にて提出すること。 提出先「4. 担当部局(B)」(メールアドレス ua0004@city.osaka.lg.jp)
(2)	質問締切日時	質問の受付は、令和7年7月4日（金）から令和7年7月11日（金）午後5時まで（必着）とする。締切以降の質問については受け付けない。
(3)	回答日	令和7年7月28日（月）午前9時から令和7年8月12日（火）午後5時まで
(4)	回答方法	質問に対する回答は、教育委員会事務局のホームページの「物品供給等入札案件」に掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること。
	(回答場所アドレス)	https://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/kyoiku/0000656792.html
11. 入札執行日時及び場所		
(1)	入札書提出期間	令和7年8月1日（金）午前9時45分から午前10時まで ※郵便等による入札の場合は、令和7年7月31日（木）午後5時までに「4. 担当部局(A)」に必着のこと。なお、その場合は、二重封筒を用いて、表封筒に「入札書在中」と朱書して「4. 担当部局(A)」宛親展とし、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること。
(2)	開札予定日時	令和7年8月1日（金）午前10時から
(3)	再度入札	再度入札を行う場合があるので、入札者もしくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。
(4)	再度入札結果発表	本市の指定する日時（原則として即時）
(5)	場所	大阪市教育委員会事務局入札室（4. 担当部局(A)）
12. 入札に参加することができない者		
(1)	入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者	
(2)	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者	
13. 入札方法等		
(1)	入札方法	紙入札により行う。
(2)	入札書記載金額	総額を記載すること。 ※落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること。

14. 入札保証金等				
(1)	入札保証金 (見積った契約希望金額の100分の3以上)	免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。		
	(2)	契約保証金 (契約金額の100分の10以上)	要 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。 ①契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき（ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。）、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ③落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき。	
(3)			保証人	不要
(4)			納付方法	契約保証金を納付しようとする時は、落札業者決定後速やかに「4. 担当部局(A)」にて納付書の交付を受けること。
15. 落札者の決定方法				
	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。			
16. 入札の無効について				
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。				
(1)	契約規則第28条第1項の規定に該当する入札			
(2)	本市が交付した入札書を用いないでした入札			
(3)	再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札			
(4)	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札 ※なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。			
(5)	落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札			
17. その他				
(1)	落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「4. 担当部局(A)」に本書末尾添付の「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」（様式1）を両面印刷し提出すること。 誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。			
(2)	落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。			
(3)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。			
(4)	本件入札説明書における「契約規則」とは、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）をいう。また、「郵便等」とは契約規則第25条第2項に規定する郵便等のうち、書留郵便などの配達記録が残るものを示す。			
(5)	この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。			